

1. 計画の目的と方法

1-1. 計画の目的

(1) 計画の目的

恵庭市では、平成28年度に策定した、「恵庭市住生活基本計画」(計画期間：平成29年度～38年度)に基づき、各種住宅関連施策に取り組んできたところです。

計画策定後5年が経過し、「住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月)」及び「北海道住生活基本計画(令和4年3月)」の見直しを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応した施策の展開に向け、「恵庭市住生活基本計画」の見直しを行うものです。

(2) 計画期間

令和5年度～令和14年度(10年間)

(3) 計画の位置づけ

恵庭市住生活基本計画は、「第5期恵庭市総合計画」「第2期恵庭市総合戦略」を上位計画とする、住宅部門の基本計画です。

計画の位置づけは、図1-1に示すとおりです。

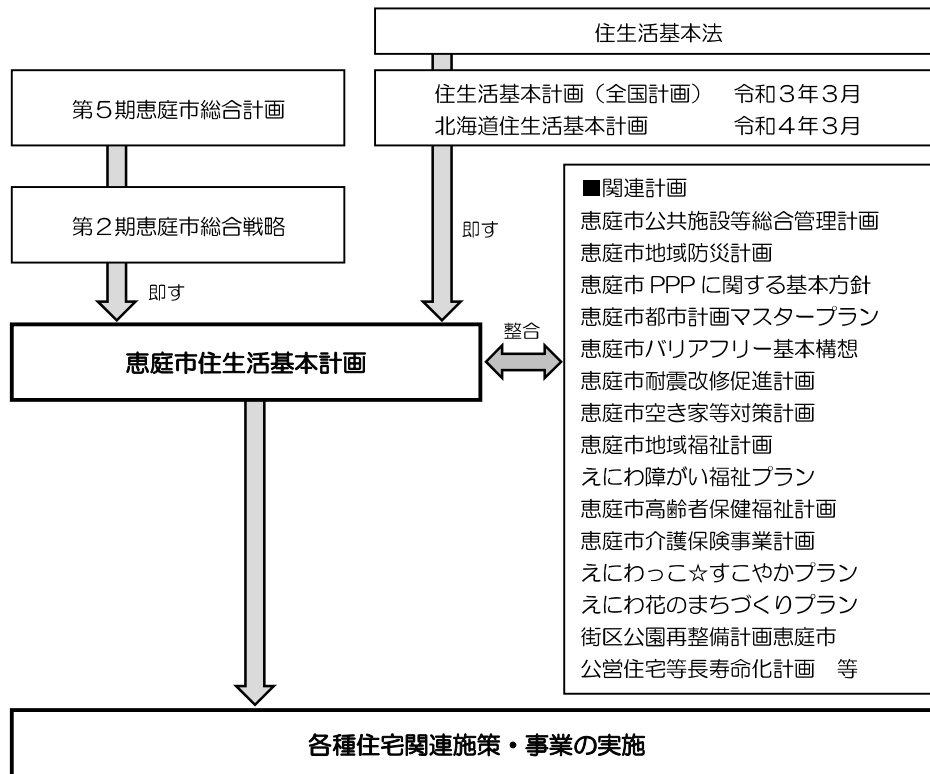


図1-1 恵庭市住生活基本計画の位置づけ

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものです。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。



1-2. 計画策定方法

(1) 計画策定体制

計画策定体制は、図1-2に示すとおりです。

学識経験者、関係機関又は団体からなる「恵庭市住生活基本計画検討懇談会（以下「懇談会」）」から意見を聴衆し、パブリックコメントや議会報告を経て、市長が計画を決定します。

懇談会での協議に必要な調査や資料の作成は、庁内関係部局からなる「庁内検討委員会」及び「実施担当者会議」にて行います。

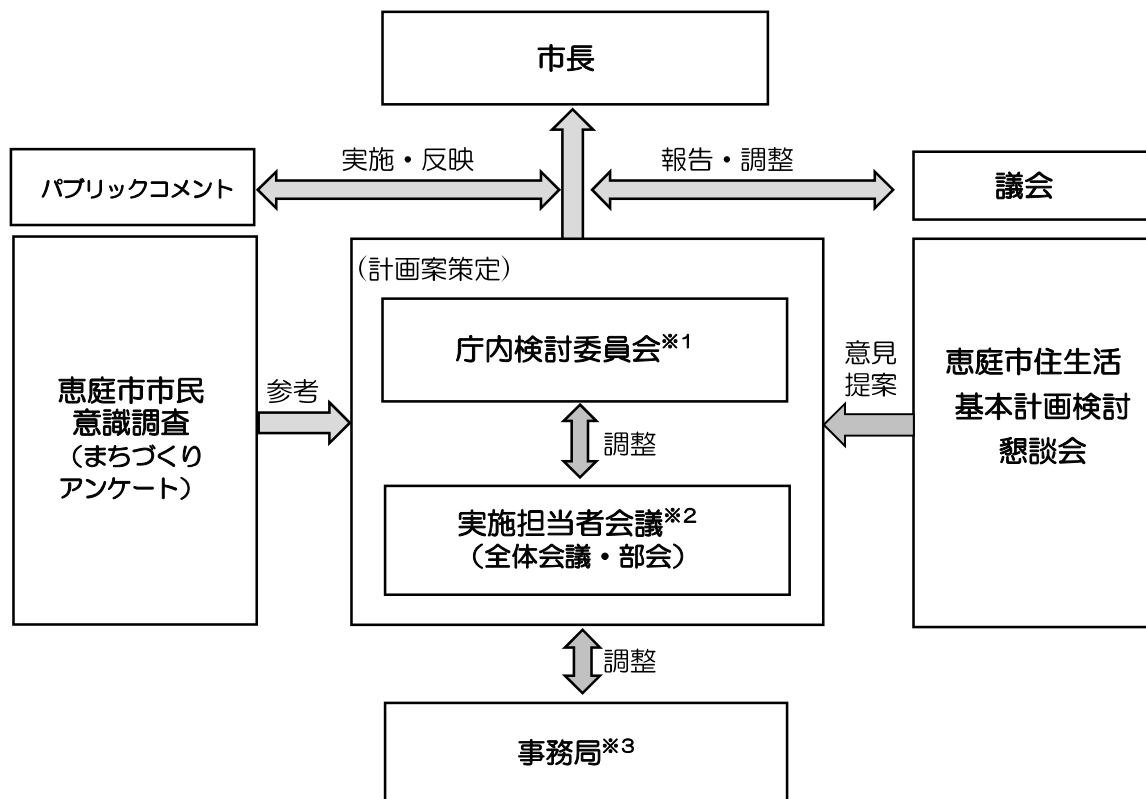


図1-2 計画策定体制

※1 庁内検討委員会：まちづくり拠点整備事業 まちづくり拠点推進本部会議（本部長：副市長）

※2 実施担当者会議：まちづくり拠点整備事業 住宅政策・土地政策推進部会

※3 事務局：企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課